

行動規範違反会員に対する措置規則

一般社団法人 防衛施設強靱化推進協会

(目的)

第1条 本措置基準は、一般社団法人防衛施設強靱化推進協会（以下「本会」という。）の行動規範（以下「行動規範」という。）五に基づく措置を定め、もって本会の事業活動の適正化を図ることを目的とする。

(措置の検討機関)

第2条 行動規範違反に対する措置の検討は、定款第47条に定めるコンプライアンス部において行う。

(措置の決定手順)

第3条 会員は、行動規範に反し、協会の社会的信頼を損なう恐れのある事象を生ぜしめた場合、速やかに会長にその内容を報告する。当該報告にあたっては、自らの会員活動の自粛、理事会・委員会等の役職辞退等についても、できるだけ自己の判断において申し出なければならない。

2 会長は、前項の申し出があった場合、または自ら必要と判断した場合には、コンプライアンス部長に対し、「コンプライアンス遵守体制規則」（以下「遵守体制規則」という。）第3条第7項に定める調査を行わせることができる。

3 コンプライアンス部長は、前項の調査を行ったときは、遵守体制規則第3条第9項に定める調査結果の報告並びに再発防止策及び違反会員への処分案の報告を行わなければならない。

4 会長は、前項の報告を受けたときは、速やかにこれを理事会に諮り、理事会の具申に基づき措置を決定する。ただし、除名については、定款第9条の規定によるものとする。

(処分の内容)

第4条 会員に対する処分は、違反の重大性によって以下のとおりとする。

(ア) 厳重注意

(イ) 会員としての全部または一部活動停止

(ウ) 退会の勧告

(エ) 除名

附則

この規則は、2024年9月5日から施行する。（2024年9月4日理事会議決）